

## 1 .都市計画の提案制度について

長崎市では、まちづくりを総合的、計画的に進めていくために、都市計画法に基づいて都市計画を定めています。

これまでは、主に行政が市全体の状況等を考慮しながら、都市計画を定めてきましたが、都市計画の提案制度の創設により、土地所有者等が一定の条件を満たした上で、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」「都市再開発方針」等に関する都市計画を除く、すべての都市計画について、県及び市町村に都市計画の提案ができるようになりました。

この提案制度により、まちづくりに対する地域の取組みなどを都市計画に反映し、まちづくりや都市計画に対する住民の関心を高め、主体的・積極的な住民参加を促し、住民と行政が一体となった、きめ細かいまちづくりを推進していくことができます。

長崎市においては、本制度を有効に活用していただくために、制度の周知を図り、支援を行なっていきます。

## 2 .提案に必要な要件について

長崎市に都市計画の提案を行なうには、以下の要件が必要になります。

長崎市が決定する都市計画であること。

提案を行う区域が、0 . 5 h a以上の一体的な一団の土地の区域であること。

「都市計画マスタープラン」などの都市計画に関する法令上の基準に適合していること。

提案区域内の土地所有者等の2 / 3以上の同意（人数及び面積）を得ていること。

（算定方法については、土地所有者等の同意の算定方法（別紙）を参照してください。）